

第6回東京都市圏パーソントリップ調査

個人情報保護管理計画書

平成30年3月

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課

1. 総則

(1) 目的

この管理計画は、第6回東京都市圏パーソントリップ調査（以下、「調査」という。）の実施に際し、個人情報を含む調査成果を適切に管理し、公平かつ円滑な利用を目的とするために定めるものとする。

(2) 適用範囲等

この管理計画の適用範囲等は、以下のとおりとする。

①適用対象者

千葉県及び委託業者、構成団体、データ等利用者

②対象とする個人情報の範囲

- ア) 対象者名簿（住民基本台帳から抽出）、対象者宛名
- イ) 回収された調査票
- ウ) 上記の電子データ
- エ) その他、調査から得られた個人に関する情報

(3) 用語の定義

この管理計画において用いる用語の定義は以下のとおりとする。

用語	定義
対象者名簿	住民基本台帳から抽出した調査対象者の名簿。 世帯主の氏名、住所、世帯員の性別、年齢の項目から成る。
対象者宛名	調査対象者への郵送に使用する宛名で、世帯主の住所、氏名が印字されたもの。（回収はしない）
構成団体	東京都市圏交通計画協議会（国土交通省関東地方整備局、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市）
受託業者	千葉県が調査を実施するにあたり、委託契約を交わしたものの。

2. 個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱いについては、この管理計画のほか、個人情報保護法、千葉県個人情報保護条例、知事が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する要領、関係市町村個人情報保護条例等を遵守し、適切に管理するものとする。

(1) 個人情報の受け渡し

千葉県と市町村または千葉県と受託業者の間で個人情報のやりとりを行う場合は、原則手渡しによるものとする。なお、これによらない場合は別途協議による。

また、千葉県と構成団体の間では、原則として個人情報のやりとりは行わない。ただし、個人情報のやりとりを行う必要がある場合は、事前に関係市町村の承諾を得るものとする。

(2) 個人情報の管理方法

個人情報のうち紙ベースのもの及び電子媒体は、使用時を除き施錠のできる金庫等に保管するものとし、データを使用する場合は、ネットワークに接続されていない電子機器の使用に限るものとする。また、毎日の管理状態について記録するものとする。

(3) 千葉県が調査に係る業務の委託を行う場合の措置

千葉県が調査に係る業務の委託を行う場合、個人情報保護法、千葉県個人情報保護条例、関係市町村個人情報保護条例及び委託契約に伴う個人情報特約事項、データ保護及び管理に関する特記仕様書等を受託業者に遵守させるとともに、個人情報を含むデータの取扱いに関する具体の管理内容を定めたデータ取扱計画書を作成し、県に提出させるものとする。

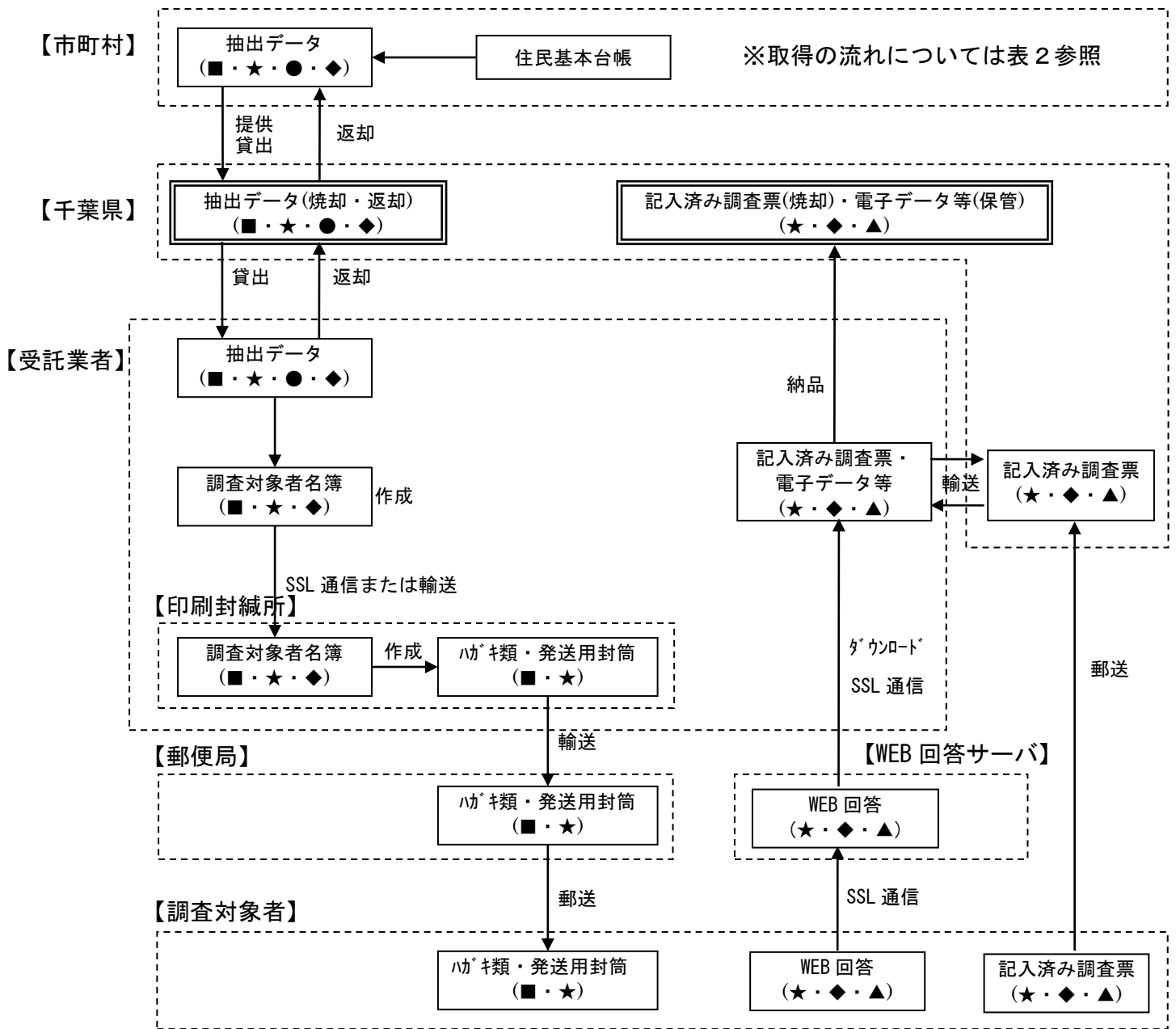
(4) 個人情報の処分方法

個人情報は、調査が終了次第、原則として県が溶解又は裁断処分することとする。ただし、市町村から返却の希望があった場合はこの限りではない。

(5) 事故発生時の対応について

受託業者は、個人情報の漏洩・紛失・盗難などの事故が発生または発生する恐れがあると判断した場合、調査を一時中断し、発注者と協議の上、適切に対応するものとする。

(参考) 表 1 調査の流れ



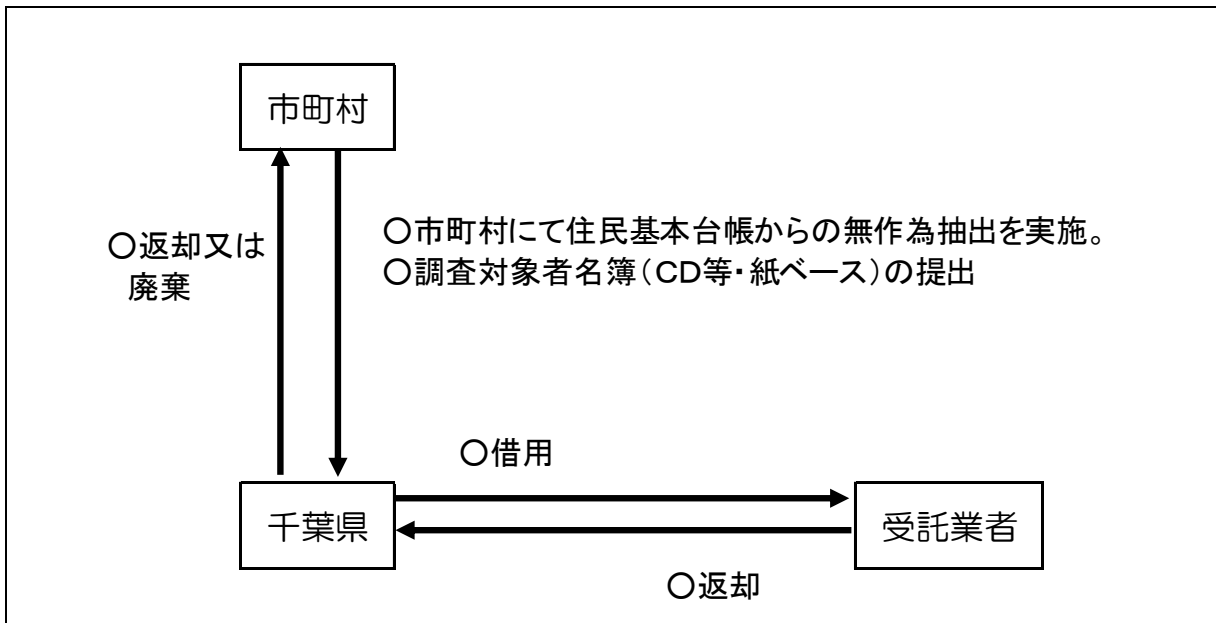
 個人情報を含む調査物品の処分(焼却・消去)

ハガキ類：Web 先行はがき

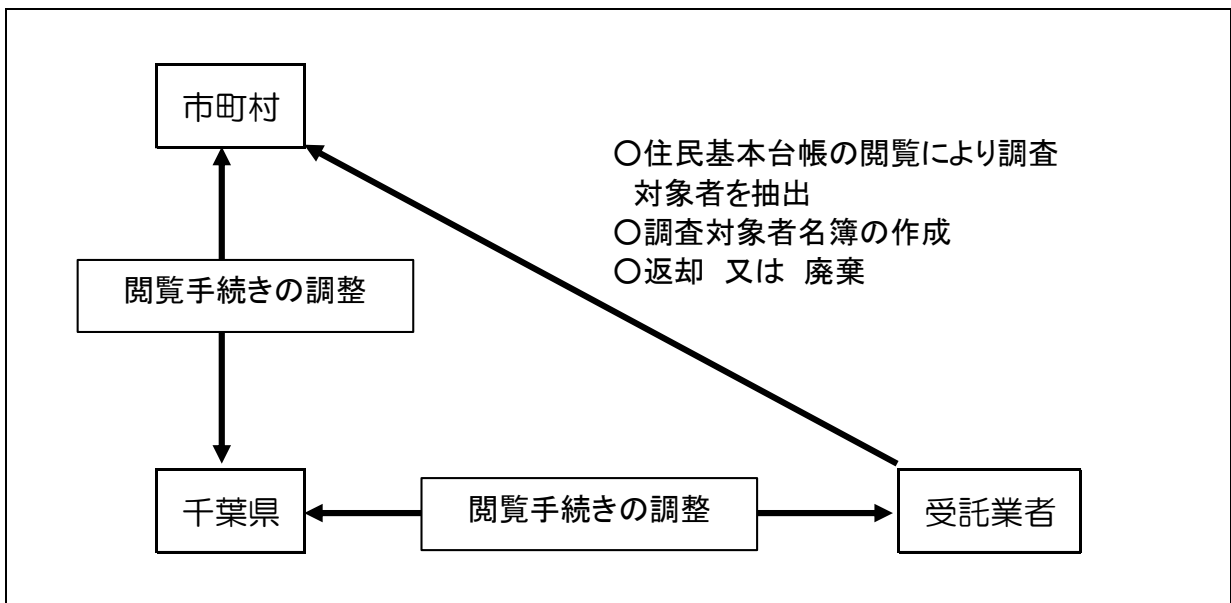
- ：氏名のわかる資料
- ★：住所のわかる資料
- ：生年月日のわかる資料
- ◆：家族構成人数のわかる資料
- ▲：職業、勤務先、移動等のわかる資料

(参考) 表2 個人情報取得の流れ

【市町村にて電算抽出の場合】



【受託業者にて閲覧抽出の場合】



(参考) 表3 事故発生時の連絡体制

